



# 企業を守る ペガサス情報

平成22年11月

伊藤社会保険労務士事務所  
(有)静岡経営労務管理センター  
<http://www.roumu-110.co.jp/>  
〒426-0061 藤枝市田沼 3-23-35  
tel 054-637-3131 fax 054-636-3399



## 伊藤社労士事務所から経営者の皆様へのメッセージ

皆様、こんにちは。

田んぼから聞こえる虫の鳴き声が、リンリンと心地よく耳に響き渡り、深まっていく秋を感じながら毎日を過ごしております。

今年も残すところ、あと2ヵ月となりましたが、今月からそろそろ年末調整に向けて給料計算の準備を整えたいところで

す。今年、民主党政権の政策により、既に子ども手当と公立高校無償化が現金（又は現物）給付の形で反映されております。

**今年の年末調整においては、昨年同様ですが、来年23年の年末調整からは、この所得税の扶養控除が大幅に変更されます。**

来年の税制改正の主な事項は以下のようになります。

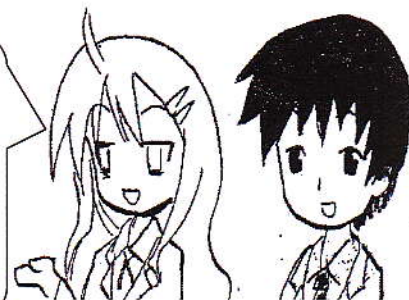
- 1、一般の扶養親族のうち、年齢が16歳未満の扶養控除（38万円）の廃止
- 2、特定扶養親族のうち、年齢が16歳から19歳未満の人の扶養控除については上乗せ（25万円）が廃止

つまりは平成23年では『**控除対象の一般扶養とは16歳以上の人をいい、特定扶養とはその年の12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の人**』ということになります。

詳しくは国税庁のホームページでご確認ください。

[www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1180.htm](http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1180.htm)

**【参考事項】23年分以降**  
の所で、確認ができます。



- 1、伊藤事務所からのメッセージ  
年末調整に向けて平成23年より変更
- 2、『言葉力と傾聴力』は交渉を成功させるポイント  
8月刊社労士  
守谷雄司氏 誌上講座より
- 3、新・助成金のご案内  
厚生労働省  
『3年以内既卒者採用拡大奨励金』  
『3年以内既卒者トライアル雇用奨励金』
- 4、派遣・請負・パート・期間契約  
『非正規社員の人材活用について』
- 5、会社とは？
- 6、お知らせ

